

告 示

埼玉県告示第九百十六号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、クリーニング師試験を次のとおり行う。

令和五年八月二十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 試験の期日及び場所

試験期日	試験場所
令和五年十一月三十日（木）	さいたま共済会館（埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目五番十四号）

二 試験科目

- イ 衛生法規に関する知識
- ロ 公衆衛生に関する知識
- ハ 洗たく物の処理に関する知識及び技能

三 受験資格

次に掲げる者のいずれかに該当すること。

- イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者
- ロ 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百八十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

四 受験手続

イ 受付方法

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要な事項を入力すること。なお、電子申請・届出サービスのページについては、別途埼玉県保健医療政策課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/eiseishiken/kurishiken/h30/goannai.html>）で案内する。

ロ 受付期間

令和五年九月十四日（木）から九月二十八日（木）まで

五 試験手数料

七千五百円を受験案内で指定する方法により納付すること。

六 合格発表の場所及び期間

イ 埼玉県庁本庁舎一階南側エレベーター前掲示

令和六年一月十日（水）午前十時から一月十一日（木）午後五時まで

ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a070>）

1/eiseishiken/kurishiken/h30/goannai.html）掲載

令和六年一月十日（水）午前十時から二月九日（金）午後五時まで